

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

1 基本理念

当事業団は、浄化槽法に規定する浄化槽に関する技術指導、調査研究及び検査事業を通じて、環境衛生思想の普及を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を推進し、もって県民生活の向上に寄与する。

2 運営基本方針

- 1) 公益財団法人として、運営の透明性を確保しながら、社会的責任を全うし、美しい水環境の保全と快適な生活環境づくりに貢献する。
- 2) 公益目的事業である浄化槽法定検査、浄化槽台帳の電算化業務、調査研究、浄化槽の適正管理に関する普及啓発、浄化槽に関する相談業務を遂行する。

3 事業計画

1) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施する。

2) 効率化11条検査強化対策事業

行政及び関係団体と協調して、効率化11条検査の受検率を向上するための事業を実施する。

3) 効率化11条検査制度の評価検証

効率化11条検査制度が導入されてから20年が経過したことを踏まえ、今後より公正かつ効率的な検査制度となるよう、必要な検証、改善を検討する。

4) 浄化槽台帳の電算化受託

浄化槽台帳情報の整理及び一元的な情報管理体制の構築を目的として、浄化槽設置届出等の情報入力とデータ管理及び各種集計情報の提供を群馬県及び中核市からの委託を受け実施する。

5) 浄化槽に関する調査研究

浄化槽の普及促進、浄化槽の機能及び維持管理技術の向上に寄与するための調査研究を行う。

6) 浄化槽の適正管理に関する研修会開催

行政機関及び浄化槽関係団体等の求めに応じ、関係者への技術の習得や資質の向上を目指し、浄化槽の適正な施工及び保守点検技術等に関する専門的知見に基づく研修会を開催する。

7) 浄化槽の適正管理に関する普及啓発

- 関係団体と協調し、既管理浄化槽を中心に受検の促進並びに法定検査適正率の向上に係る啓発事業を行う。
- 県及び市町村等主催の環境啓発事業等へ参加し、展示物の設置や体験的教育活動を行う。
- 浄化槽関係四団体事業推進連絡協議会の実施する事業に取り組む。

8) 浄化槽に関する相談業務

一般住民、企業及び団体等からの浄化槽に関する相談や問合せ等に対し、専門的知識を有する職員が、随時電話等に対応する。

4 理事会・評議員会関係

定款に定められた理事会及び評議員会を開催する。

5 その他

その他当事業団の目的を達成するために必要な事業を行う。